

「知的財産推進計画2014」等で示されている今後の検討課題 (著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会関係)

「知的財産推進計画2014」(平成26年7月知的財産戦略本部)や「規制改革実施計画」(平成26年6月24日閣議決定)に掲げられた事項のうち、著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会の関係事項は以下のとおり。

知的財産推進計画2014(平成26年7月知的財産戦略本部)

第3. デジタル・ネットワーク社会に対応した環境整備

1. デジタル・ネットワークの発達に対応した法制度等の基盤整備

(新しい産業の創出環境の形成に向けた制度等の構築・整備)

- ・ 著作物の公正な利用と適切な保護を調和させ、クラウドサービスや情報活用のサービス等の新たな産業の創出や拡大を促進するため、著作権の権利制限規定の見直しや円滑なライセンス体制の構築等の制度の在り方について、文化審議会の議論を加速化させ、今年度のできる限り早期に結論を得て、必要な措置を講ずる。(短期)(文部科学省)
- ・ クリエーターへ適切に対価が還元され、コンテンツの再生産につながるよう、引き続き上記の検討と併せて、私的録音録画補償金制度の見直しや当該制度に代わる新たな仕組みの導入について検討を進め、結論を得て、必要な措置を講ずる。(短期・中期)(文部科学省、経済産業省)

規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)

II 分野別措置事項

3 創業・IT等分野

(2) 個別措置事項

①起業・新規ビジネスの創出・拡大

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
14	クラウドメディアサービスの実現のための規制の見直し	著作権の適切な保護と著作物の公正な利用の調和を図りつつ、新しい産業の創出・拡大に資する観点から、クラウドにおける私的複製を支援するサービスや、情報活用のサービス等についてサービス提供を可能とするような権利制限規定の在り方や円滑なライセンス体制の構築について文化審議会著作権分科会において検討を行い、関係者間の合意が得られることを前提に結論を得る。	平成26年度 上期結論	文化庁

(参考) 知的財産政策ビジョン (平成25年6月知的財産戦略本部)

知的財産戦略本部において、平成25年6月、今後10年間を見据えた長期ビジョンとして策定された「知的財産政策ビジョン」に掲げられた事項のうち、著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会の関係事項は以下のとおり。

第3. デジタル・ネットワーク社会に対応した環境整備

3. コンテンツ産業の市場拡大に向けた環境醸成

(1) 新しい産業の創出環境の形成に向けた制度整備

- 著作物の公正な利用と著作物の適切な保護を調和させ、新しい産業と文化の発展を続けるため、クラウドサービスやメディア変換サービスといった新たな産業の創出や拡大を促進する全体的な法的環境の整備を図るため、著作権の権利制限規定の見直しや円滑なライセンス体制の構築などの制度の在り方について検討を行い、必要な措置を講じる。(文部科学省)

(2) クリエーターへの適切な対価還元に向けた制度整備

- クリエーターへ適切な対価が還元されるよう、私的録音録画補償金制度について、引き続き制度の見直しを行うとともに、必要に応じて当該制度に代わる新たな仕組みの導入を含む抜本的な検討を行い、コンテンツの再生産につながるサイクルを生み出すための仕組みを構築する。(文部科学省、経済産業省)

(以 上)